

第1回淵上裁判

淵上さんを元職場東京第二運輸所に戻す裁判です！

6月17日第1回口頭弁論を行いました。

本人の同意のない54才原則出向で出向解除になりましたが、元職場の東京第二運輸所に戻さず、新横浜駅での就業を通知したのです。

JR 東海労組織破壊を意図とした不当労働行為！

淵上さんは、大きな声でハッキリと意見陳述を行いました。意見陳述の中で、本人同意のない54才原則出向は就業規則の人事権を濫用した不当労働行為です。

運輸所で出向対象者35名中23名が JR 東海労組合員であり、56名しかいない JR 東海労組合員が職場から一掃させられることとなります。

本人同意のない54才原則出向は職場から JR 東海労組合員を一掃することが目的！

54才原則出向再開は、60才定年制を導入する際の過度的処置の就業規則を悪用し、もの言う JR 東海労組合員を職場から一掃し職場での影響力をなくすために再開されたものであります。JR 東海労の運動の広がりを阻止するためであり、JR 東海労の組織破壊です。

元職場に戻す事と同時に労働運動の火を消さない！

この裁判は、淵上さんを元職場に戻す裁判ですが、職場で当たり前の労働運動をするためのものでもあり、労働運動の火を消さない闘いでもあります。国鉄採用者の退職が増える中、JR 東海労組合員の存在なくして職場での労働運動は皆無です。

ユニオン組合員の皆さん

職場は、コロナ禍であるにも関わらず、何故多くの日勤者が連日いるのでしょうか？リニア建設費用の負担で手当が減少し、物価は上昇を続けています。労働条件も益々厳しく悪化しています。将来に不安はありませんか。組合員の声・要求が伝わっていますか？未来を変えませんか！

今こそチェンジ！闘わなければ何も変わらない！生まれたい！